

甲州市スポーツ大会出場費補助金交付要綱

令和 8 年 2 月 2 0 日

告示第 9 号

社会体育活動における各種スポーツ大会出場助成金支給要綱（平成 1 7 年甲州市制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市内のスポーツ推進を図るため、関東地方又は全国規模で開催されるスポーツ大会に予選地区の代表として出場する市民に対し、甲州市スポーツ大会出場費補助金（以下「補助金」という。）を支給することについて、甲州市補助金等交付規則（平成 1 7 年甲州市規則第 4 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象大会）

第 2 条 補助金の交付の対象となるスポーツ大会（以下「補助対象大会」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催又は共催し、日本国内で開催される関東大会（東日本大会、甲信越大会等を含む。以下同じ。）又は全国大会のうち地域の予選会等を通して出場資格が得られる大会とする。

- （1） 国又は都道府県
- （2） 公益財団法人日本スポーツ協会並びに同協会の加盟団体及びその傘下の地域競技団体
- （3） 公益財団法人日本パラスポーツ協会
- （4） 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- （5） その他市長が前各号に類するものとして認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次各号のいずれかに該当するスポーツ大会は、補助対象大会としない。

- （1） 国民スポーツ大会
- （2） 親善、交流を目的とする大会
- （3） 出場者を特定の企業、政治団体、宗教団体等に限定した大会
- （4） 補助対象大会に相応しくないと市長が認めた大会

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象大会の大会要項等に規定された正式登録者としての選手及び役員(引率責任者、監督、コーチ、スコアラー等をいう。)(以下「選手等」という。)のうち市内に住所を有し、市税等の滞納が無い者とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の自治体、各競技団体又は民間企業等から助成金と同様の趣旨による補助等を受けることができる者は補助対象者としない。ただし、相当な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者に係る次の各号に掲げる経費とする。

(1) 交通費 開催地までの往復に要した次に掲げる費用とする。ただし、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法によるものとする。

ア 公共交通機関を使用する場合の実費

イ 車両を使用する場合の燃料代、車両借上代、有料道路代、駐車場代等

(2) 宿泊費 補助対象者の宿泊に要する実費とし、甲州市職員等の旅費に関する条例(平成17年甲州市条例第47号)別表第1の市長等以外の職員の宿泊料を限度とする。ただし、開催地が山梨県であるときは、宿泊費を対象経費に含むことはできない。

(3) 大会参加費 補助対象大会へ参加するための登録料等とし、振込手数料を含むものとする。

(4) その他補助対象大会に参加するために必要であると市長が認める経費

(補助金額及び補助限度額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の額とし、別表に定める額を補助限度額とする。

(交付申請)

第6条 規則第2条の規定による申請は、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助対象大会の大会要項
- (2) 補助対象大会出場に係る経費の予算書（補助対象経費がわかるもの）
- (3) 補助対象大会に参加する選手等の名簿（補助対象者が分かるもの）
- (4) 団体競技に係る申請にあっては、補助対象者の市税等の滞納状況調査に係る同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、団体競技にあっては、補助対象者の属する団体等（以下「団体等」という。）の代表者が、当該団体等に属する補助対象者に係る申請を一括して行うものとする。

3 第1項及び前項の申請は、一の補助対象大会あたり、補助対象者1人又は1団体等につき1回限りとする。

(実績報告書の提出)

第7条 規則第6条の規定による実績報告は、補助対象大会終了後1月以内に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助対象大会の結果が分かる書類
 - (2) 補助対象大会出場に係る経費の決算書（補助対象経費がわかるもの）
 - (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
 - (4) 補助対象大会参加した選手等の名簿（補助対象者が分かるもの）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

開催地区分	補助限度額	
	個人	団体等
1 北海道地方及び九州地方（佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）	15,000 円	次に掲げる額のどちらか低い方の額 (1) 個人の補助限度額に補助対象者の数を乗じて得た額 (2) 150,000 円
2 東北地方（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県及び福島県）、近畿地方（滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、三重県、和歌山県及び兵庫県）、中国地方（鳥取県、岡山県、島根県、広島県及び山口県）及び四国地方（香川県、徳島県、愛媛県及び高知県）	12,000 円	次に掲げる額のどちらか低い方の額 (1) 個人の補助限度額に補助対象者の数を乗じて得た額 (2) 120,000 円
3 関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）及び山梨県を除く中部地方（長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県及び岐阜県）	9,000 円	次に掲げる額のどちらか低い方の額 (1) 個人の補助限度額に補助対象者の数を乗じて得た額 (2) 90,000 円
4 山梨県	5,000 円	次に掲げる額のどちらか低い方の額 (1) 個人の補助限度額に補助対象者の数を乗じて得た額 (2) 50,000 円